

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>電子預貯金等調査システムは、調査先である金融機関とのやりとりを電子化し、L G W A N を介して、滞納者に係る取引履歴等の照会回答を行う電子システムであり、滞納整理における財産調査の一環として利用されている。</p> <p>L G W A N は高度なセキュリティが施された行政専用ネットワークであり、民間事業者が L G W A N を利用するためには地方公共団体情報システム機構の資格審査を受け、認証を得る必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>上記1の認証を受けて預貯金照会の L G W A N - A S P サービスを提供している事業者は2者あるが、大垣共立銀行と十六銀行を対象としているのは、株式会社 N T T データ東海のみである。</p> <p>県税事務所が行う預貯金調査では、すでに約9割が電子で行われ効率化が進んでいるが、その中でも県内主要金融機関である大垣共立銀行及び十六銀行が全体の約3割と大きなウェイトを占めており（R7.4～R7.12実績）、当該2行への調査を欠かすことはできない。</p> <p>以上のことから、有効かつ効率的な財産調査を行うためには、株式会社 N T T データ東海の利用するほかない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。